

出産育児一時金等内払金支払規程

(目 的)

第1条 この規程は、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第86条又は第97条の規定に基づく出産育児一時金又は家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給の申請が行われる蓋然性が高いと認められる場合において、出産育児一時金等の内払金を支払うために必要な事項を規定する。

(内払金の支払方法)

第2条 被保険者から、平成21年5月29日保発第0529008号厚生労働省保険局長通知「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて」の別添「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱に基づき作成された明細書が添えられた、「出産育児一時金等内払金支払依頼書」の提出があったときは、これを出産育児一時金等の内払い支給申請書とみなし、当該被保険者に内払金額等を通知した上で、出産育児一時金等の内払金を支払うものとする。

(出産育児一時金等の内払金の額)

第3条 被保険者に対する出産育児一時金等の内払金の額は、組合において最終的に支給することとされている出産育児一時金等の額から明細書に記載されている医療機関等の代理受取額を控除した額とする。

(雑 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、出産育児一時金等の内払金の支払に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則 この規程は、平成21年12月1日より施行する。

この規程は、2021（令和3）年10月 1日から改正施行する。